

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	静岡市葵区服織地域包括支援センター
所在地	静岡市葵区羽鳥6丁目4-3
事業所指定番号	2204200279
管理者・連絡先	管理者 河村 美保 TEL 054-659-8585 FAX 054-659-8587
サービス提供地域	静岡市 服織地区・服織西地区・南藁科地区

2 事業所の職員体制等

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管理者		1名		
保健師等	1名	1名		
主任ケアマネジャー	2名			
社会福祉士	2名			
介護支援専門員				

3 サービス提供日及び提供時間

提供日	月曜日から金曜日まで 祝日及び年末年始(12/29~1/3)はお休みになります
提供時間	午前8時30分~午後5時30分

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(サービス提供地域を超えた地点から1kmにつき30円)の支払いが必要となります。

5 サービスの方針等

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう、関係機関と連携しながら必要なサービスを継続的に提供できるように調整します。

6 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

7 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

相談窓口	電話番号 054-659-8585 F A X 番号 054-659-8587 担当者 河村 美保 対応時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
------	--

○公的機関においても、次の機関で苦情申出等ができます。

静岡市 介護保険課 相談窓口	所在地 静岡市葵区追手町5番1号 電話番号 054-221-1377 F A X 番号 054-221-1298 対応時間 平日 8:30～17:15
静岡県国民健康保険 団体連合会 (国保連) 介護保険課	所在地 静岡市葵区春日2丁目4-34 電話番号 054-253-5590 (苦情専用) F A X 番号 054-205-3315 対応時間 平日 9:00～17:00

8 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 駿河会
代 表 者 名	小嶋 康則
所在地・電話	静岡市葵区富沢1542-39 ・ 054-270-1210
業 務 の 概 要	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として社会福祉事業を行う。

9 介護予防プラン原案作成委託先居宅介護支援事業所（委託する場合のみ記入）

事 業 所 名	
所 在 地	
事業所指定番号	
管理者・連絡先	
サービス提供地域	

1 0 介護予防サービス計画の作成

利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及び家族の希望等を考えて、介護予防サービス計画を作成します。利用者は、介護予防サービス計画の作成にあたって、複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介を求めることが可能です。また、その事業所を介護予防サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることができます。

1 1 入院時の対応

怪我や疾患により入院となった場合は、入院先の医療機関に、担当者の氏名や事業所名、連絡先等を伝えてください。

1 2 個人情報の取り扱い

当事業所では個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインに基づいて当法人で規定する諸規定により保有する利用者の個人情報について適切に管理し、利用者の求めに応じて内容を開示します。また、個人情報の使用に関しては、予め個人情報の使用に係る同意書により同意の上、使用します。

なお、居宅介護支援事業所に委託をする場合においても同様に取り扱うものとします。

1 3 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止のための指針を整備します。また、職員に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

1 4 あらゆるハラスメントの防止

当事業所は、職場におけるハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止するための指針を整備し、研修を実施します。

1 5 業務継続に向けた取り組み

当事業所は、感染症や非常災害の発生した場合でも、利用者介護支援及び介護予防ケアマネジメントが提供できるように業務継続計画を策定し、研修及び訓練等を実施します。

1 6 感染対策

当事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、担当者を置き、委員会の開催や研修及び訓練等、必要な措置を講じます。

1 7 身体的拘束等の原則禁止

当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録します。

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

介護予防支援事業所及び地域包括支援センター

事業所名 静岡市葵区服織地域包括支援センター
説明者

業務委託先居宅介護支援事業所

所在地
事業所名
担当ケアマネジャー

※ 居宅介護支援事業所欄は、介護予防プラン原案の作成を委託する場合のみ記入

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者
氏 名

代理人又は立会人
氏 名